

社会福祉協議会とは

社会福祉法に基づき、地域の福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。

地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、福祉推進委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

「地域福祉計画」とは

社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「地域福祉推進計画」とは

社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉推進計画」の関係

地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉推進計画です。

計画の推進体制

計画を推進していくためには、地域住民をはじめ、ボランティア団体や福祉施設、関係機関等、さまざまな人たちの参加と協力が必要となります。そのため、芦屋市社協のホームページや各種研修会や会議等を通じて、広く地域住民に対して広報を行うとともに、計画の概要版を作成し、地区福祉委員会やボランティア団体、福祉施設、関係機関等へ配布し、計画推進の協力を求めています。

進行管理

本計画の初年度となる令和4年度は、地域アセスメントに取り組み、地域の特性把握や今取り組まれている地域での活動等を把握し、分析・評価を行います。今できていることを評価しつつ、継続するために必要なこと、改善が必要であれば何から着手するか、また新たな取組が必要であれば、その具体的な方法の検討と実施を地域のみならず、ボランティア団体、福祉施設、関係機関、行政等と協働で取り組んでいきます。計画に掲げた推進目標を着実に達成していくために、年度ごとの事業計画と合わせて進捗状況の確認を行うとともに、社協役職員による内部評価と、地域住民や福祉関係団体、学識経験者等による外部評価を行い、効果的に計画を推進していきます。

社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会

第8次地域福祉推進計画

(令和4年度～令和8年度)

概要版



発行 社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会
〒659-0051 芦屋市呉川町14番9号
電話 0797-32-7530 FAX 0797-32-7529
URL <http://ashiya-shakyo.com>
E-mail info@ashiya-shakyo.com
発行日 令和4年4月

令和4年4月

芦屋市社会福祉協議会 第8次地域福祉推進計画の概要

芦屋の地域福祉を進めるために

具体的取組項目 具体的事業・活動

<p>地域づくり支援 【推進目標1】</p> <p>地域福祉活動推進のための地域活動の充実と地域づくりに取り組みます</p> 	<p>重点項目</p> <p>アクション1 地区福祉委員会の活動や自治会等との連携による小地域福祉活動やまちづくりについての話し合う場を通じた計画づくり</p> <p>アクション2 地域住民、社会福祉法人、学校園等、民間事業者、生活協同組合、NPO等が地域福祉とつながる取組</p> <p>アクション3 災害に備えたネットワークづくり</p>	<p>1-① 地区活動計画策定の推進 1-② 地区ごとの活動や話し合いの場の充実</p> <p>2-① 福祉学習の充実 2-② 多様な主体の活動の推進</p> <p>3-① 災害ボランティア活動の充実 3-② 多様な主体と協働した防災に備えた取組</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区活動計画の策定 ●地区福祉委員会 ●まちづくり組織とのネットワークづくり ●地域支え合い推進員との連携 ●幼稚園・保育所等、小中高校への福祉学習 ●地域住民への啓発 ●福祉学習プログラムの開発 ●あしやねっと ●地域見まもりネットワーク ●ほっとかへんネットあしや事務局 ●ボランティア活動センター ●地域防災訓練への参加 ●市民活動センターとの協働 ●地域見まもりネットワーク ●居宅介護支援、計画相談、訪問介護、訪問看護
<p>参加支援 【推進目標2】</p> <p>共生のまちづくりをめざし、参加の場をつくりまます</p> 	<p>重点項目</p> <p>アクション4 世代や属性を超えてさまざまな目的や役割で参加できる機会の創出</p> <p>アクション5 人と人、人と場所のつながる仕組みづくり</p> <p>アクション6 社会福祉法人や介護サービス提供事業所の強みを活かした参加の場づくりの取組</p>	<p>4-① 多世代交流の拠点づくり 4-② ボランティア活動を通じた参加の場づくり 4-③ 就労の場づくり</p> <p>5-① 地域のお宝さがし 5-② ニーズと活動をつなぐ仕組みづくり 5-③ 制度の狭間の課題に応じた資源開発</p> <p>6-① 介護サービス事業による参加の場づくり 6-② 社会福祉法人による参加の場づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスワン福祉基金事業 ●ボランティア養成講座 ●福祉学習 ●認知症サポーター養成講座 ●参加支援事業 ●アクションプログラム推進協議会 ●ひとり一役活動推進事業 ●介護予防講座 ●介護予防自主グループ活動支援 ●生活支援体制整備事業 ●共生型サービス ●新たな就労の場の創設  
<p>包括的相談支援 【推進目標3】</p> <p>相談支援体制の強化を推進します</p> 	<p>重点項目</p> <p>アクション7 関係機関等のアウトリーチを含めたより密に連携できる専門職による相談支援体制の構築</p> <p>アクション8 専門職と地域との連携による相談支援体制の強化</p> <p>アクション9 相談支援から参加支援につなぐための情報共有と連携の仕組みづくり</p>	<p>7-① 多機関協働による相談支援の体制づくり 7-② つながり続ける伴走支援 7-③ 地域に広める権利擁護支援</p> <p>8-① 地域の相談力の強化 8-② 専門職と地域の顔の見える関係づくり</p> <p>9-① 個別支援の課題と参加の場の情報共有 9-② 地域で見守り続ける伴走支援の仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●多機関協働事業 ●総合相談 ●アウトリーチを通じた継続的支援事業 ●こどもを思いやる親の会ひだまりの会 ●まるっと説明会 ●認知症の人をささえる家族の会あじさいの会 ●認知症をともに考えるあしやの会 ●権利擁護支援センター ●福祉サービス利用援助事業 ●福祉を高める運動 ●心配ごと相談 ●気づきのポイントチェックシート ●地域アセスメント ●社協内情報共有会議 ●地域ケア個別会議 ●民生委員・児童委員、福祉推進委員とケアマネジャーの交流会 
<p>社協基盤の強化 【推進目標4】</p> <p>地域福祉を推進するための社会福祉協議会の体制を強化します</p> 	<p>重点項目</p> <p>アクション10 地域共生社会の実現をめざした地域福祉人材の育成・確保</p> <p>アクション11 誰ひとり取り残さないための社協サービスの質の向上と地域福祉との連携</p> <p>アクション12 社協の組織基盤の強化</p>	<p>10-① 社協職員や市内事業所専門職の人材育成 10-② 地域活動リーダーの発掘</p> <p>11-① 社協介護等サービスの充実 11-② 社協介護等サービスと地域福祉・相談支援との融合</p> <p>12-① 組織のガバナンス強化 12-② 社協独自事業の開発 12-③ 財源確保と財務管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社協内研修計画策定PT ●地域福祉人材養成プログラム ●地域づくり人材養成講座の開催 ●介護予防支援 ●居宅介護支援 ●計画相談 ●訪問介護 ●訪問看護 ●通所介護 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●日中一時支援事業 ●組織の改編 ●独自事業の見直し ●共同募金 ●会員会費 ●目的型寄付の実施 ●公募型配分の実施 ●基金の活用 ●寄付の活用 